

土佐清水市行政改革大綱

平成7年12月

土 佐 清 水 市

行財政改革の重点事項

1. 事務事業の見直し

事務事業については、時代に即応した的確な行政施策を推進するために、行政自らが絶えずその在り方を見直し、改善を図らなければならない。

特に、厳しい行財政環境の中で、行政の簡素効率化を図り、行政コストを引き下げするため、事業評価制度を導入し、すべての事務事業を対象に見直しを行うことが必要である。また、新規事業を実施する場合は、スクラップアンドビルド・サンセット方式を導入する。

- ◎ 行政サービスを低下させることなく、経済性、公益性の期待できるものについては委託等による民間活用を積極的に検討すること。
- ◎ 類似若しくは、整合性を必要とする事務事業の統合、効果の期待できなくなった事務事業の廃止等についても検討するとともに、より効果的な制度への移行転換についても、あわせて検討すること。
- ◎ 行政と市民の責任の範囲を明確化すること。

(1) 受益負担の適正化

受益負担については、行政の公平を基本として、受益者の意識転換の促進をはかりながら、必要性、均衡等を十分検討し、明確化を図らなければならない。

また、使用料、手数料についても、その必要性、整合性に留意し住民に受益者負担の必要性を啓蒙し意識改革を求めるとともに、社会経済情勢の推移に即して周期的に見直しをおこないつつ、受益の程度に応じた負担の適正化を図る。

(2) 補助金、負担金等の見直し

補助金、負担金等については、すべての事業について固定化する事なく、その内容について十分精査し、必要性、効果、継続の可否等について検討を加えるとともに事務事業と一体的に見直しを図るべきである。

2. 組織機構の再編、合理化

地理的ハンディのなか、過疎化、少子高齢化の進展、情報社会への到来など、社会情勢の変化や量的、質的变化への関心が高まっており、行政需要への対応が重要となっている。

変化に的確に対応しうる体制の確立と市民に分かりやすい組織づくりに努める。

(1) 本庁組織

- ① 職員相互の協力体制の強化を図り、行政の即応性、総合的機能性の充実、確保に努める。
- ② 職制は、組織の目的に向けて指揮系統を明確にし、効率的に運用できるものでなければならない。そのためには、チェック機能を充実させるとともに責任体制を明確にするよう努める。
- ③ 生涯学習の比重が高まる中で、社会教育の重要性が問われていることから関連する組織、業務の一体化を推進し、効率化を図る。

(2) 支所

従来、支所業務は本庁業務の補完的役割と情報伝達、窓口サービスの役割を担っているが近年、道路の整備、モータリゼーションの発達等により、地域の時間距離が短縮されてきた状況にあり、その役割機能は従前に比べ減って来ている。

支所の廃止を視野に入れながら、支所機能を補完するため住民票等交付事務の郵便局への委託や市税、水道料等公金の取り扱い、各種相談業務等総合的に取り扱う「行政バス」の導入を研究する。

(3) 福祉センター、地区公民館

布、大岐、竜串に設置している福祉センターは、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点としてその役割を果たしている。運営について国県の補助を受けてきたが、最近補助制度の存続が危ぶまれている。厳しい財政状況の中、支所の廃止検討にあわせ福祉センターの存続について検討する。

また、地区公民館についても支所の廃止検討にあわせ存続について検討する。

(4) 保育所

少子化、核家族化、人口流失等により毎年措置児童数は減少している。このような状況の中で、児童の健全保育を行ううえで集団保育の重要性から大きな課題となっているところである。

また、施設の運営については、国県の負担制度が廃止され、本市の脆弱な財政基盤に大きく影響を及ぼしている。このような状況下、可及的すみやかな対応が求められていることから統廃合について、年次計画を立てながら実施して行く。

(5) 公社

土地開発公社等については、時代の返遷に伴い、その存在価値も変化している。市行政の一端を担うものとして社会経済情勢の変化に対応しながら適切な運営を行い、経営の効率化に努める。

3. 給与の適正化

地方公務員の給与については、地方公務員法の定めるところにより、その職員の職務と責任に応ずるものであると同時に、国及び他の地方公共団体の職員並びに民間給与、その他の事情を考慮して定めなければならないとされている。

給与に関する諸制度は職員の生活保障、職務意欲の面から欠く事のできない基本的な条件であり、職務と責任に応じた適正な管理に努める。

特に、給料表の運用については国の制度に準じ適正を期していくとともに、諸手当のうち、特殊勤務手当等については、他の地方公共団体との均衡及び制度発足の経過を十分検討し、現在の情勢に照らしながら、その特殊性、趣旨等を勘案するとともに社会的合意を得られないものについては見直す。

4. 定員管理の適正化

定員管理については、長期的な展望と行財政計画に合わせつつ事務の効率化を図り、市民サービスの向上、福祉の充実に取り組むことを基本に考えなければならない。現在の本市における職員の定員管理状況は、次のように概括される。

昭和45年頃から保育所の公立化、消防職員の充実、福祉施設、清掃施設の新設、同和対策への取り組みなどを中心に相当数の定員増加が行われて来た。この間、その他一般行政職員は一定の水準にとどまり、著しい増加は見られない。また、一部“しおさい”の増床により若干の増はあるものの、厳しい財政状況等から退職職員の不補充、事業の民間委託等により職員配置等の増加抑制に努め、平成12年における職員数は416名、平成16年は371名、平成17年は355名と確実に減となっている。

適正な職員数は、人口規模による判断ではむずかしい面があり、特に、本市の場合、消防職員の配置、福祉施設（しおさい、さざなみ）、保育施設の配置により、他市、及び自治省が示す定員モデルと比較した場合、職員数は過大となっているが、厳しい行財政環境をふまえ、数値目標を設定し適正な定員管理に努める。

5. 職員意識の高揚と勤務条件

公務員として、複雑多様化する行政需要に対応して行くためには、一人ひとりの不断の努力が必要であり、職員の意識刷新と資質の向上を図らなければならない。また、年功序列にとらわれない才能及び意欲のある職員を登用するため管理職資格取得試験制度を導入している。今後も環境づくり、機会の創設が大事であり、自己の能力を発揮し、業務に専念するための、勤務条件の改善や福利厚生を整備に努める。

6. O A化等事務改革の推進

行政のO Aは、今日の複雑多様化する行政課題に対応して行くための活動であり、住民の負託にこたえるため行政の簡素化、効率化を図ることである。特に高齢化への移行、少子化問題、財政環境の厳しい中、行政サービスを低下させることなく、いかに負担を軽くして行くかという課題が要請されている。

今後は、平成4年度に策定された「土佐清水市電子計算機導入推進計画」に基づき計画的、段階的な推進を図り、早急な自己導入に努める。

7. 民間委託、公共施設の設置及び管理運営

(1) 民間委託

本市においては、すでに民間委託により一定の成果を上げている。日々増大する行政需要に対応するためには事務事業の見直しやムダの排除はもちろんのことであるが基本的な考えとして、「法令に適合し、公共性が損なわれないこと」「行政責任を確保し、市民サービスが損なわれないこと」「経済性が期待でき効率的な運営ができるもの」

以上の観点に立って、今後においても民間委託になじむ事務事業については、積極的に委託を進める。

(2) 公共施設の管理運営

行政は市民に対してサービスを提供する産業であることを基本として日々、業務を執行しなければならない。公の施設管理については指定管理者制度を導入し、住民や社会情勢の需要に対応する。

8. 市民サービスの改善、向上

地方自治体は、住民に直接身近な施策を担当しているところから住民の生活を守るということを基本とし、よりよい行政サービスの生産、提供が重要な課題である。

このことから、職員一人ひとりが認識のうえに立ち自己研鑽に一層の努力をするとともに市民が利用しやすい環境づくりに努める。

特に、近年、行政の施策執行に対する関心が高まっており、行政は施策を推進するに当たって、その過程を常に分かりやすい形で市民に公開し、開かれた市政の推進という趣旨に沿って日常業務の遂行に努めるとともに市民の積極的な協力を促す。

9. 学校規模の適正化

少子化の中、児童生徒数は減少傾向にあり、特に市街地外の学校においては著しい減少にある。今後は児童数の推移を見ながら、適正な教育効果を上げられるよう統廃合を含め、計画的に学校規模の適正化を図って行く必要がある。

改革の実施に向けて

1. 実施計画の策定

実施計画は平成17年度を起点とし、平成21年度までの具体的な取り組みを策定することとする。

改革の実施にあたっては市民、議会、職員団体、関係機関の理解と協力を得ながら推進することとし、改革を迅速、円滑に実施するには、それぞれの事項についての実施条件、効果、優先度等を検討し、実施時期、手順の明確な目標を設定した改革のプログラムを策定し、計画的で積極的な取り組みを行う。

2. 市民合意とバックアップ

行革推進に当たっては、事業の選択や制度の新設、公共施設の管理委託、改廃等は市民生活に大きく影響するため市民の理解と協力が不可欠である。

こうしたことから、実施に当たっては改革の内容、進捗状況等を分かりやすい形で公表するとともに、あらゆる機会を通じて理解と協力を求めるなど、合意形成を図りながら推進する。

3. 職員団体への協力要請

この改革を進めるに当たっては、直接の担い手は職員であり、自発的、積極的に取り組まなければならぬのが職員の勤務条件、福利厚生、定員管理等の労働条件にかかわる事項もあり、職員参加による明確な目標設定を行うとともに、職員団体の理解と協力を求め秩序ある労使関係のもとに円滑な推進に努める。